

# 飼い犬は、愛情を持って正しく飼いましょう

## ★ 登録は生涯に一回です。

- ・登録内容に変更があった場合はお住まいの市町村に届けてください。



飼い主や犬の所在地が変わったときは、変更先の市町村へ届出を！



飼い犬が死んでしまったら町へ届出を！

## ★ 狂犬病予防注射は必ず接種しましょう。

(毎年1回、6月30日までの接種が義務です)

## ★ 放し飼いは絶対しないでください。

- ・例年、犬が脱走し、児童などへの危険と迷惑が生じています。確実につなぎ留め、首輪と鎖は劣化などで外れてしまう事があるので

## 点検を常に行ってください。

- ・犬が放れてしまった時は、置賜保健所または役場住民課にいち早くご連絡ください。

## ★ 鑑札、狂犬病予防注射済票、迷子札を犬の首輪に付けておきましょう。

- ・鑑札を無くしたら、町に届けて再交付を受けてください。(手数料1,600円)
- ・迷子犬を特定できるマイクロチップは、A I P O (動物ID普及推進会議)への登録料1,050円の自己負担のみで、指定の動物病院において接種できます。詳細は、山形県獣医師会にお問合せください。

## 狂犬病予防注射指定獣医師

【西置賜地区管内】

○小国町大字大石沢726  
川崎 恵 ☎65-2436

○長井市あら町4-61  
五十嵐 幸治 ☎87-0380

○長井市館町北6-3  
長岡 栄一 ☎87-4450

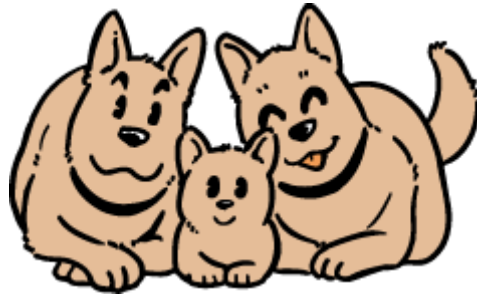
お問い合わせ先

飯豊町役場 住民課 生活環境室 ☎87-0514

置賜保健所 生活衛生課 乳肉衛生管理担当 ☎0238-22-3750

山形県獣医師会 ☎023-645-5223

# 愛情を持ってしつけ、一生涯飼いましょう



- 犬の脱走を防ぎ、放し飼いは絶対しないでください。
- 

例年、犬が脱走し、児童などへの危険と迷惑が生じています。確実につなぎ留め、首輪と鎖は劣化などで外れてしまう事があるので、

**点検を常に行ってください。**

- 道路・公園に犬のふん尿を決して放置しないでください。
- 

**散歩では収集袋を必ず携行してください。**

住みよい環境を皆さんで保ちましょう。

- ★ 家族の一員として、最後までかわいがり、世話をしましょう。
- ★ かわいそうな子犬や子猫が生まれないように、子犬・子猫を希望しない場合は去勢・不妊手術を受けましょう。
- ★ 飼い犬が人に噛み付いてしまった時は、飼い主はすぐに保健所に事故届を提出しなければなりません。飼い主が分からない場合は、かまれた人が保健所に連絡してください。傷の処置方法や、犬の捕獲などの対応を行います。

問い合わせ：置賜保健所 生活衛生課 乳肉衛生管理担当

TEL. 0238-22-3750